

医療費適正化対策事業について

平成21年4月に厚生労働省から「医療費適正化対策事業等の実施について」の通知があり、これまでに「レセプト点検の充実」や「第三者行為の求償事務の促進」、「医療費の適正な支給」などに取り組んで参りましたが、医療費の分析などを行いながら、今後も医療費適正化に取り組んでいく必要があると考えております。

(1) 平成24年度の医療費通知について

前回の運営協議会で委員の方から、次のような意見をいただきました。

●意見の概要

- 希望者にしか届かないことを周知徹底すると、希望者が増えるのではないか。
- 医療費の認識、不正請求チェックのため、医療費通知は必要。PRをして多くの人に通知を受けてもらうか、むしろ全員に通知をするべき。
- 費用を他の適正化対策事業に使った方が効果的ではないか。
希望者が少ないのは、領収書でわかるということが理由のひとつになっているのではないか。
- 知る権利を考えると通知はあった方が良い。
- 希望者をもっと拾い上げることから始めたら良いと思う。
- 医療費通知は、医療費適正化に効果があると思う。
- 年に1度でも、全員に通知することも必要かもしれない。
- 通知は来た方が、封を開けて意識するので、送った方がよいかもしれない。
- インターネットなどで常に見られるようにしてはどうか。
- 医療費の抑制も必要だが、本当に必要とする医療を受けられなくなる可能性もある。その部分も考えた上で、色々と議論してほしい。
- 領収書でも診療の中身はわかるが、通知で系列的に見た方が、より意識が高まる。希望者をどう増やすかに重点を置くべきではないか。
- 現状の通知方法でよいのではないか。

いただいた意見にもあるとおり、リーフレットやホームページの表記について、目に留まりやすく、わかりやすいものに改めるほか、希望者増加につながるような方法を考えていきたいと思っております。

また、インターネットでの閲覧など新たな通知方法などを研究するとともに、他の広域連合や道内市町村、他の保険者の状況を参考にしながら、引き続き、通知方法について検討させていただきたいと考えております。

●他広域連合の状況

平成23年度は、全47広域連合で医療費通知を実施予定

| | | |
|-------|--------------|--------------|
| ◆通知回数 | 1回…2広域連合 | 2回…9広域連合 |
| | 3回以上…35広域連合 | 検討中…1広域連合 |
| ◆通知対象 | 対象者全員…33広域連合 | 希望者のみ…2広域連合、 |
| | その他…11広域連合 | 検討中…1広域連合、 |